

# 【令和7年度】 宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急 支援事業(運送事業者向け)

## 募集要領

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することにより、県内物流機能を維持することを目的に県内に事業所を有する中小規模貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じた燃料費を助成します。

### 申請受付期間

※受付期間が大変短いので、お早めにご準備願います。

令和8年1月13日(火) から 令和8年2月28日(土) まで

### 申請対象

宮城県内に事業所を有する一般貨物運送事業者・特定貨物運送事業者・貨物軽自動車運送事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小規模貨物運送事業者(みなし大企業を除く)。

**令和7年度では、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、運送事業のために使用している車両を対象とします。**

補助金の不正受給は犯罪です。発覚した場合には法令等に基づき、補助金全額の返還のほか、加算金の請求、懲役もしくは罰金に処せられる可能性があります。

### お問合せ

宮城県経済商工観光部商工金融課  
(物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金事務局)

TEL 080-7304-5684 (平日9:00~17:00まで)

080-7304-5503 MAIL:[butsuryu@pref.miyagi.lg.jp](mailto:butsuryu@pref.miyagi.lg.jp)

080-7290-2967



# 目 次

---

■ 申請にあたっての注意事項	
■ 補助金の概要	2P
【趣旨】	2P
【補助対象事業者】	2P
【補助対象車両】	2P
■ 補助単価	3P
■ スケジュール	4P
【申請書類】	5P
■ 交付の流れ	6P
■ WEB申請フォームによる申請方法	7P～
■ お問合せ先	38P
■ よくある質問	39P～

# 申請にあたっての注意事項

本補助金に係る注意事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1. この「宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金 募集要領」は、令和8年1月13日から令和8年2月28日までに申請された本補助金事業に適用されます。
2. 定められた期日までに電子申請による申請がないと、補助金は受け取れません。

補助金交付要綱に定めた書類等を提出し、審査基準を満たさなければ補助金は受け取れません。

もし、提出した申請書類に不備があった場合は、定められた期日までに修正したものを見出しなければなりませんので、お早めに申請するようお願いします。また、提出書類に疑義がある場合は追加書類の提出を求めることがあります。

## 3. その他

申請者は、本手引き、補助金交付要綱等に記載のない細部については、県からの指示に従うものとします。

## 本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

○本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

# 補助金の概要

## 【趣旨】

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することにより、県内物流機能を維持するため、県内に事業所を有する中小規模貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じて燃料費を助成するものです。

## 【補助対象事業者】

県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業者(みなし大企業を除く)。

※旅客自動車運送事業者(集合バス、タクシーなど)は対象外となります。

### (運輸業を主たる事業とする中小企業者)

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

### (みなし大企業)

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

## 【補助対象車両】

以下の全てを満たす車両。

ただし、電気を動力源とするもので内燃機関を有しないもの及び二輪自動車、被牽引自動車を除く。

- ① 補助対象事業者が、**令和7年4月1日から申請日までの間**、運送事業のために使用していること。(※申請日から令和8年3月31日までに納車される車両については、契約書等で3月31日までに確実に納車され、かつ、事業用の貨物車両であることが確認できる場合のみ対象となります。)
  - ② 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標(ナンバープレート)を表示した車両であること。
  - ③ 車検証記載の用途が「貨物」または「特種」であるもの。
  - ④ 事業用であるもの。
- なお、上記の条件を全て満たす車両のうち、令和7年4月から申請日までのうち、任意の4月で各月において長距離貨物運送(※1)を1回以上行っている車両について、補助単価に0.5倍の額を上乗せする。

# 補助単価

	【補助単価】 貨物運送事業許可申請に係る区分別	【上乗せ単価】 長距離貨物運送（※1）を行った車両
普通・牽引	60,000円／一台	30,000円／一台
小型	40,000円／一台	20,000円／一台
軽	20,000円／一台	10,000円／一台

※1「長距離貨物運送」とは

一の運行※2の走行距離が450キロメートル以上の貨物運送をいう。（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）第四条第一項第三号による。）

※2「一の運行」とは

自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいいます。（「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」（厚生労働省）p5より）

＜具体例①＞

事業所出発→集荷→配送→事業所帰着



＜具体例②＞

事業所出発→集荷→配送①→宿泊→配送②→事業所帰着



積み荷を積載しているかどうか、宿泊を伴うかどうかに関わらず、事業所を出発してから帰着するまでの合計走行距離が450km以上であるものが対象となります。

# スケジュール

募集期間 令和8年1月13日(火)～令和8年2月28日(土) まで

補助金交付 申請から1～2か月後

## 【申請書類】

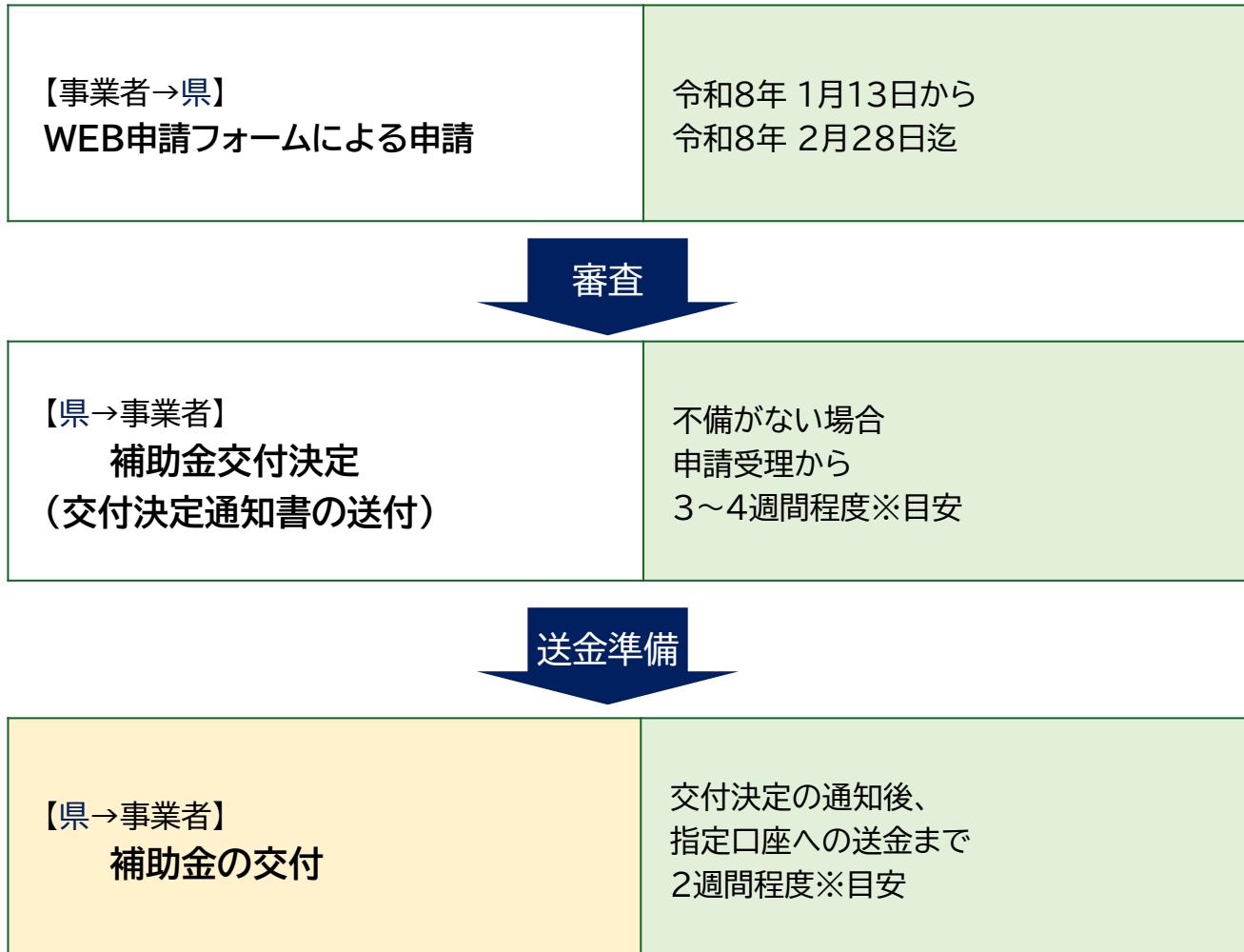
※原則、電子申請により必要事項を入力いただき、下記書類を添付いただく形です。

- ① 長距離貨物運送運行記録等(補助単価の上乗せを申請される方のみ)
  - (1)一般又は特定貨物自動車運送事業者については、長距離貨物運送を行っていることが分かる運行記録書(令和7年4月～申請日までの任意の4カ月で、各月1回分)(運転者名、車両を識別する記号(ナンバー等)、業務開始及び終了の地点及び日時、走行した経路及び距離が全て記載されているもの)
  - (2)貨物軽自動車運送事業者については、以下のいずれかの書類①各運行のデジタルタコグラフの記録、②配送先・頻度等が記載された契約書等、③配送センター等からの出荷指示書等、④送り状(伝票)の控え、⑤ETC利用明細のいずれかの書類(③～⑤については、各運行分経路上の目的地の分がすべて揃っており、日時等で整合性が取れていること)。
- ② 全ての申請車両の自動車検査証記録事項の写し  
※電子車検証ではなく、記録事項を提出願います。
- ③ 法人にあっては、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可)、個人にあっては、本人確認書類の写し(住所記載のあるもの)【運転免許証(両面)・住民票の写し・各種健康保険証のコピー等のいずれか1点】
- ③' (資本金又は出資金が3億円以上の場合)常時使用従業員の数がわかるもの  
(税務申告書(法人事業概況説明書)等)
- ④ 複数の事業を行っている事業者にあっては、それぞれの事業の売上額がわかるもの(税務申告書(法人事業概況説明書)等)
- ⑤ 県税に未納がないことについての証明書(写し可、3カ月以内に発行のもの)

※いずれの書類も電子データのみの提出となります。

# 交付の流れ

補助事業の基本的な流れ(事業開始から終了まで)



## 申請フォーム

URL : <https://logoform.jp/form/GQGB/1325865>



上記のURLか、QRコードよりアクセスしてください。  
※操作方法は次頁以降を御覧ください。  
※原則として、オンライン申請以外の方法では受け付けておりません。インターネット環境が無い等、オンライン申請がどうしても不可能な場合は、お手数ですが事務局まで御連絡願います。

## 手順 01

### アカウント登録の開始

The screenshot shows the LoGo Form login and registration interface. At the top, there's a blue header bar with the text 'LoGo フォーム' and a user icon. Below it, a message says: 'このフォームは、株式会社トラストバンクが提供する電子申請サービス「LoGoフォーム」へログインをして申請する必要があります。下記の案内に沿って、次の画面に進んでください。' A 'ログインして申請' section follows, with a note: 'すでにアカウントをお持ちの方は、ログインをして申請にお進みください。' It features a 'ログイン' button. Below that is a '新規アカウント登録して申請' section, with a note: 'アカウントをお持ちでない方は、アカウント登録をして申請にお進みください。' It includes a '新規アカウント登録' button. The central area contains icons for a smartphone, a person, a document, and a checkmark, with the text 'LoGo フォーム' below them. To the right, there's a list of three benefits: ①自分の申請履歴を確認できます。②氏名や住所などの登録内容を利用して、申請フォームへ自動入力できます。③電子文書の確認や支払いが必要な申請もすぐわかります。



**申請に当たっては、LoGoフォームのアカウントが必要となりますので、作成してください。**

#### ① 操作のポイント

- 1 「新規登録」ボタンを押して進みます。※既にアカウントをお持ちの方は、「ログイン」ボタンを押してログインしてください。**
- 2 まずはメールアドレスの登録から始まります。**

## 手順 02

### メールアドレスの登録

LoGo フォーム  
新規アカウント登録

不正アクセスの被害が増加しています。  
そのため、パスワードの使い回しや、他人に推測されやすい  
パスワード（例：誕生日や「123456」など）の使用はお控  
えください。  
みなさまのアカウントをより安全にご利用いただくため、  
2025年8月5日より二段階認証の設定が必須となりました。

受信が可能なメールアドレスを入力してください。  
アカウント登録用のメールをお送りします。  
※「no-reply@logoform.jp」が受信拒否設定になっていないか、事前にご確認く  
ださい。

メールアドレス 0 / 128

アカウント登録用のメールを送信

または

外部サービスと連携してアカウントを登録

Googleで登録

Yahoo! JAPAN IDで登録

LINEで登録



### メールアドレスを入力します。

#### ① 操作のポイント

- 1 メールアドレスを入力し、「送信」ボタンを押します。  
※修正等の際に必要になりますので、連絡がつくアドレスを  
入力してください。
- 2 このアドレスに認証用のメールが届きます。

## 手順 03

### 認証メールの確認

[LoGoフォーム] アカウント登録のご案内

no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp  
宛先 hirama-ke616@pref.miyei.jp

LoGo フォームのアカウント登録をお申込みいただきありがとうございます。

以下の URL にアクセスし、アカウント登録を完了してください。

[https://logoform.jp/signup?auth=yD9XYIW-mYbUh3Gqbeklr24Asjuy-oVTZp6BmlM6gbwh9qZQsxZEwWQHieG40RT8so4zBNYpzSChv1M3rV7rhZltK8ObaDr3C-pdKUlkqqV4Wi3FGPoUGkK8Jh6zvDRAIIIDP\\_PiNeo8cA&backuri=%2F%2FgSb4%2F5855555%3Fkey%3D73cb59fb563397bf611b6390f72754a378597c601eb8590e41909cb9f87fa45c](https://logoform.jp/signup?auth=yD9XYIW-mYbUh3Gqbeklr24Asjuy-oVTZp6BmlM6gbwh9qZQsxZEwWQHieG40RT8so4zBNYpzSChv1M3rV7rhZltK8ObaDr3C-pdKUlkqqV4Wi3FGPoUGkK8Jh6zvDRAIIIDP_PiNeo8cA&backuri=%2F%2FgSb4%2F5855555%3Fkey%3D73cb59fb563397bf611b6390f72754a378597c601eb8590e41909cb9f87fa45c)

【ご注意】

- ・メール受信時点では会員登録は完了していません。
- ・アカウント登録用の URL の有効期限は 24 時間です。
- 24 時間経過後は、再度アカウント登録手続きを行ってください。

※このメールは、送信専用メールアドレスからお送りしています。ご返信いただいたいでもお答えできません。ご了承ください。

LoGo フォーム  
<https://logoform.jp>  
LoGo フォームよくあるご質問  
<https://logoform.taylor.com/q/logo-faq/>

開発元：株式会社トラストバンク



### 届いたメールを開いて、認証を完了させます。

#### ① 操作のポイント

- 1 メール内のリンク（URL）をクリックします。
- 2 有効期限（24時間）があるため、届いたらすぐに操作してください。

## 手順 04

# 利用者情報の登録選択

アカウントを作成します。項目へ入力し、「確認」を押してください。  
下記情報は電子申請時、フォームに自動入力されます。

① 情報入力

② 入力確認

③ 登録完了

アカウント種別

個人  法人  必須

アカウント種別はあとから変更できません。

利用者情報

氏名

氏  必須 0 / 64

名  必須 0 / 64

氏フリガナ

名フリガナ 0 / 64

住所

郵便番号  必須 0 / 8

都道府県  必須 0 / 8

市区町村  必須 0 / 64

番地  必須 0 / 64

マンション・部屋番号 0 / 64



## (重要) 個人事業主か法人かを選択します。

### ① 操作のポイント

- 1 「法人」または「個人」の該当する方を選択します。
- 2 ここで選択によって、次に入力する内容が変わります。

## 手順 05

# 詳細情報の入力（法人）

会社電話番号

電話番号

0 / 15

会社FAX

FAX

0 / 15

**会社代表者情報**

氏名

氏 必須

名 必須

0 / 64

氏フリガナ

名フリガナ

0 / 64

**担当者情報**

氏名

氏 必須

名 必須

0 / 64

氏フリガナ

名フリガナ

0 / 64  
必須項目です。

部署



法人の場合は、会社名や法人番号を入力します。

### ① 操作のポイント

- 1** 会社名、所在地、代表者名などを正確に入力してください。  
※法人番号を入力すると、所在地等一部の項目が自動反映されます。
- 2** 「法人番号」は13桁の番号です。  
※入力しなくても登録できます。

## 手順 06

### 詳細情報の入力（個人）

The screenshot shows a three-step process for account creation:

- ① 情報入力 (Information Input):** A note says: "アカウントを作成します。項目へ入力し、「確認」を押してください。下記情報は電子申請時、フォームに自動入力されます。" It includes a radio button for "個人" (Personal) which is selected, and a note: "アカウント種別はあとから変更できません" (Account type cannot be changed later).
  - アカウント種別:** Personal (selected) or Legal Person (must be selected).
  - 利用者情報 (User Information):** Fields for Name (氏名) and Katakana (名フリガナ), both marked as required (必須). Each has a character limit of 64.
  - 住所 (Address):** Fields for Zip Code (郵便番号), Prefecture/City (都道府県), Suburb (市区町村), Street Address (番地), and Apartment Number (マンション・部屋番号). Each has a character limit of 8, 64, or 64.
- ② 入力確認 (Input Confirmation):** A step where the user reviews the entered information before confirming.
- ③ 登録完了 (Registration Complete):** A final step indicating the account has been registered successfully.



個人の場合は、氏名や住所を入力します。

#### ① 操作のポイント

- 1 氏名、住所、連絡先を入力します。

## 手順 07 パスワードの設定

電話番号  
電話番号  
0 / 15

性別  
○ 男性 ○ 女性 ○ その他 ○ 回答しない

生年月日  
生年月日  
例) 2000-01-01

アカウント

メールアドレス  
[REDACTED]

ログインID  
ログインID 必須  
[REDACTED] 30 / 128

ログインIDをメールアドレス以外に変更する

パスワード  
パスワード 必須  
0 / 16

パスワード確認 必須  
0 / 16



### ログイン時に使うパスワードを決めます。

#### ① 操作のポイント

- 1 英数字を組み合わせた推測されにくいパスワードを設定します。
- 2 修正の際等に必要になりますので、忘れないように必ずメモをお願いします。

## 手順 08

# 登録内容の最終確認

新規アカウント登録

① 情報入力 ② 入力確認 ③ 登録完了

入力内容を確認してください。  
問題なければ「登録」を押してください。入力内容を修正する場合は「修正」を押してください。

**アカウント種別**  
アカウント種別 個人

**利用者情報**  
氏名 宮城 太郎  
氏名フリガナ --  
住所 〒9808570 宮城県 仙台市青葉区 本町3丁目8-1  
電話番号 -  
性別 回答しない  
生年月日 -

**アカウント**  
メールアドレス [REDACTED]  
ログインID [REDACTED]  
パスワード \*\*\*\*\*  
二段階認証 利用する

[修正](#) [登録](#)

Q  
**入力したアカウント情報に間違いがないか確認します。**

① 操作のポイント

- 1 特に所在地や電話番号の間違いに注意してください。

## 手順 09

# アカウント登録完了

新規アカウント登録

① 情報入力 ② 入力確認 ③ 登録完了

入力内容を確認してください。  
問題がなければ「登録」を押してください。入力内容を修正する場合は「修正」を押してください。

**アカウント種別**  
アカウント種別 個人

**利用者情報**  
氏名 宮城 太郎  
氏名フリガナ --  
住所 〒9808570 宮城県 仙台市青葉区 本町3丁目8-1  
電話番号 -  
性別 回答しない  
生年月日 -

**アカウント**  
メールアドレス [REDACTED]  
ログインID [REDACTED]  
パスワード \*\*\*\*\*  
二段階認証 利用する

修正 **登録**



これで申請の準備が整いました。

### ① 操作のポイント

- 1 「登録」ボタンを押し、「登録完了」の画面が出ればOKです。
- 2 このアカウントでログインして申請フォームへ進みます。

## 手順 10

### 募集要領の確認

The screenshot shows a step-by-step application form with the following sections:

- 入力フォーム**: Step 10 of 10.
- 下記のフォームにご入力をお願いします。**
- 【申請前に必ずご確認願います】募集要領をダウンロードしていない方は、こちらからダウンロードのうえご確認願います。** (Link to download the application requirements document)
- Q1. 募集要領は確認しましたか。 必須**: A dropdown menu with options and a selected item.
- Q2. 申請日を記載願います。 必須**: A date input field.
- Q3. 申請者区分を選択してください。 必須**: A dropdown menu with options, where "中小企業等" is selected.



**申請の最初のステップです。「募集要領」を必ず確認してください。**

#### ① 操作のポイント

- 1 リンク（「募集要領」と記載されている青い文字）から要領を確認してください。
- 2 確認後、Q1の▼から、「はい」を選択してください。

## 手順 11 申請日の入力

Q1. 募集要領は確認しましたか。 必須

---

Q2. 申請日を記載願います。 必須

\_\_\_\_\_

Q3. 申請者区分を選択してください。 必須

- 中小企業等（みなし大企業等を除く）※申請は1事業者につき1申請とします。複数の営業所がある場合には、まとめて申請してください。  
 個人事業主

※中小企業の定義について

中小企業とは資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人です。

※みなし大企業とは、下記の要件に当てはまる場合に該当します。

1. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
2. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
3. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
4. 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
5. 1～3に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者



## 申請日を選びます。

### ① 操作のポイント

1 Q2のカレンダーのマークから日付を選択してください。

## 手順 12 申請者区分の選択

Q1. 募集要領は確認しましたか。 必須

---

Q2. 申請日を記載願います。 必須

例

Q3. 申請者区分を選択してください。 必須

中小企業等（みなし大企業等を除く）※申請は1事業者につき1申請とします。複数の営業所がある場合には、まとめて申請してください。  
 個人事業主

※中小企業の定義について  
中小企業とは資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人です。

※みなし大企業とは、下記の要件に当てはまる場合に該当します。  
1. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者  
2. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者  
3. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者  
4. 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者  
5. ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

### 法人か個人かを選択します。

#### ① 操作のポイント

- 1 「中小企業等」または「個人事業主」の該当する方を選択してください。
- 2 法人の場合は、「中小企業の定義」及び「みなし大企業の定義」を確認してください。

## 手順 13 申請者情報の詳細入力

Q4. 申請者情報を記載してください。 必須  
所在地を記載してください。※法人の場合は本店所在地、個人の場合は住民登録地を記載願います。都道府県名から入力願います。 必須

事業者名を記載してください。※法人の場合は法人名、個人の場合は個人名を記載願います。 必須 0 / 60000

代表者名を記載してください。(※法人の場合のみ) 0 / 60000

日中連絡可能な電話番号を記載してください。 必須 0 / 60000

担当部署名を記載してください。(※法人のみ) 0 / 60000

担当者名を入力してください。(※法人のみ) 0 / 60000

メールアドレスを記載してください。 必須  
メールアドレス 必需 [REDACTED] メールアドレス (確認) 必需 [REDACTED]

33 / 128 33 / 128



### 法人（事業主）の名称、住所、電話番号等を入力します。

#### ① 操作のポイント

- 1 所在地、名称、電話番号を正確に入力してください。  
※メールアドレスはアカウント登録時に入力したもののが自動反映されます。
- 2 法人の場合は代表者役職・氏名、担当部署、担当者名も入力します。

## 手順 14 車両種別の選択

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

dezimado\_test02@pref.miyagi.lg.jp 33 / 128 33 / 128

Q5. 申請する車両の種別を選択してください。

普通・牽引  
 小型  
 軽

Q6. 長距離貨物運送を行っている車両の種別を選択してください。

普通・牽引  
 小型  
 軽  
 対象車両なし

Q7. 申請する車両の台数を入力してください (※対象となる車両は令和7年4月1日から申請日まで稼働していた車両数です。  
(普通・牽引) 事業用貨物車両

2 台

うち長距離貨物運送を行った車両

2 台



**申請車両の種別（普通・小型・軽など）を選択してください。**

① 操作のポイント

- 1 車検証の「自動車の種別」を確認し、申請する車両の種別にチェックを入れます。

## 手順 15 台数入力と金額確認

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

Q7. 申請する車両の台数を入力してください。（※対象となる車両は令和7年4月1日から申請日まで稼働していた車両数です。）  
(普通・牽引) 事業用貨物車両

うち長距離貨物運送を行った車両

2	台
---	---

うち長距離貨物運送を行った車両

2	台
---	---

Q8. 車両種別毎の申請金額を確認願います。  
(普通・牽引) 事業用貨物車両

120000 円

うち長距離貨物運送を行った車両

60000 円

Q9. 申請総額に誤りが無いか確認してください。

180000 円

Powered by LogOn フォーム © TRUSTBANK Inc. 利用規約 プライバシーポリシー





### 申請台数を入力し、補助金額を算出します。

#### ① 操作のポイント

- 1 種別毎に申請する台数を入力してください。  
※補助対象車両は募集要領のp3を確認してください。
- 2 金額が自動計算されるので間違いないか確認をお願いします。

## 手順 16 誓約事項への同意(1)

入力フォーム

① 入力1 ② 入力2 ③ 入力3 ④ 入力4 ⑤ 入力5 ⑥ 入力6 ⑦ 確認 ⑧ 完了

Q10. 補助対象について、全ての要件を満たしているかチェックしてください。

申請車両について

自家用ではない。事業用である。(車検証上の用途は「貨物」又は「特種」である)  
 令和7年4月1日から申請日まで稼働していた(申請日以降に納車される車両については、令和8年3月31日までに稼働する)車両である。  
 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標(ナンバープレート)を表示した車両である。  
 登録年月日／交付年月日が申請日までの日付である。  
 有効期間の満了する日が令和7年4月1日以降の日付である。  
 使用者の氏名又は名称が申請者が同一の個人または法人である。  
 二輪自動車、被牽引自動車、靈柩車ではない。  
 電気を動力源とするもので内燃機関を有しないものではない。(EVは対象外ですが、FCV・HEV・PHEV・天然ガスは対象となります。)

補助対象事業者について

県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業者です。(法人のみ) 提出する登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は原本又は原本の写しに相違ありません。  
 みなしだ企業ではありません。  
 法人等(個人又は法人をいう)は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。また、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。  
 役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。  
 役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給していません。また、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力、関与もしていません。



### 車両要件や事業者要件をチェックしてください。

#### ① 操作のポイント

- すべての項目を確認し、チェックボックスを埋めてください。  
※全てにチェックしないと先に進めません。

## 手順 17 誓約事項への同意(2)

使用者の氏名又は名称か申請者が同一の場合は法人の名。

二輪自動車、被牽引自動車、電気自動車ではない。

電気を動力源とするもの内燃機関を有しないものではない。(EVは対象外ですが、FCV・HEV・PHEV・天然ガスは対象となります。)

**補助対象事業者について**

県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業者です。(法人のみ) 提出する登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は原本又は原本の写しに相違ありません。

みなし大企業ではありません。

法人等(個人又は法人をいう)は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。また、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。

役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。

役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給していません。また、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力、関与もしていません。

役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。

県において、役員等の情報として取得した補助事業者の個人情報を警察に提供することについて同意します。

全ての県税に未納がありません。なお、提出する納税証明書は原本又は原本の写しに相違ありません。

補助金の交付申請にあたり、上記のいずれにも誓約又は同意をいたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなった場合も、異議は一切申し立てません。上記について理解の上、交付申請いたします。

Q11. (法人の方のみ) 役員の情報を記載願います。

役職 <span style="color: yellow;">必須</span>	氏名 <span style="color: yellow;">必須</span>	フリガナ <span style="color: yellow;">必須</span>	住所 (個人の自宅住所) <span style="color: yellow;">必須</span>	性別 <span style="color: yellow;">必須</span>	生年月日 (西暦) <span style="color: yellow;">必須</span>	削除
<b>+ 行を追加</b>						



**暴力団排除や県税未納がないことへの誓約をしてください。**

### ① 操作のポイント

**1 内容を確認し、全ての項目にチェックをしてください。**

## 手順 18

# 役員情報の入力

本又は原本の写しに相違ありません。  
9個以上

みなし大企業ではありません。  
9個以上

法人等（個人又は法人をいう。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。また、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。

役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。  
9個以上

役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給していません。また、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力、関与もしていません。  
9個以上

役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。  
9個以上

県において、役員等の情報として取得した補助事業者の個人情報を警察に提供することについて同意します。  
9個以上

全ての県税に未納がありません。なお、提出する納税証明書は原本又は原本の写しに相違ありません。  
9個以上

補助金の交付申請にあたり、上記のいずれにも誓約又は同意をいたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなった場合も、異議は一切申し立てません。上記について理解の上、交付申請いたします。  
9個以上

**Q11.（法人の方のみ）役員の情報を記載願います。**

役職 <small>必須</small>	氏名 <small>必須</small>	フリガナ <small>必須</small>	住所（個人の自宅住所） <small>必須</small>	性別 <small>必須</small>	生年月日（西暦） <small>必須</small>	削除
0 / 500	0 / 500	0 / 500	0 / 500	0 / 500	0 / 500	■

**+ 行を追加**

[← 1つ前の画面に戻る](#) [→ 次の画面へ進む](#) [\[ \] 入力内容を一時保存する](#)



## 法人の場合、役員の情報を登録します。

### ① 操作のポイント

- 役職・氏名・住所（自宅住所）・生年月日を全員分入力してください。  
※適宜+ボタンを押して行を追加してください。

## 手順 19 振込先口座情報の入力

Q12. 補助金の支払先となる口座情報を入力願います。 **必須**

金融機関種別

銀行口座に振込  郵便局の通帳に振込 **必須**

銀行名

銀行名 **必須**  
銀行名を入力すると選択肢を絞り込みます。

支店名

支店名 **必須**  
支店名を入力すると選択肢を絞り込みます。

預金口座種別

普通  当座 **必須**

口座番号

口座番号 **必須**  
01111111

口座名義人カナ

口座名義人カナ **必須**  
ミヤザキ

7 / 30

Q13. 通帳の見開きページを添付してください **必須**  
1枚目：表紙をめくってすぐの見開きページ 上頁 **必須**

① \_\_\_\_\_

2枚目：表紙をめくってすぐの見開きページ 下頁 **必須**

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

7 / 7



### 補助金を受け取る口座を入力します。

#### ① 操作のポイント

- 1 銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義（カナ）を正確に記載してください。  
※銀行名・支店名・口座種別はプルダウン等による選択式です。

## 手順 20 通帳の写しを添付する

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

Q12. 補助金の支払先となる口座情報を入力願います。 必須

金融機関種別

銀行口座に振込  郵便局の通帳に振込 必須

通帳記号

通帳記号 (5桁) 必須

通帳番号  
通帳番号 (最大8桁) 必須  
01111111

口座名義人カナ

口座名義人カナ 必須  
ミヤモトヨウジ

Q13. 通帳の見開きページを添付してください 必須

1枚目：表紙をめくってすぐの見開きページ 上頁 必須

2枚目：表紙をめくってすぐの見開きページ 下頁 必須

①

← 1つ前の画面に戻る → 次の画面へ進む 入力内容を一時保存する



 口座確認のため、通帳の見開きスキャンデータ・写真を貼り付けます。

① 操作のポイント

- 1 銀行名・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義がハッキリわかるようにスキャン・撮影をしてください。
- 2 画面のクリップのマークをクリックし、ファイルをアップロードしてください。

## 手順 21 車両の内訳入力

The screenshot shows a progress bar at the top with steps 1 through 6 completed. Below it, three questions are listed:

**Q14. 申請する車両の台数を下記から選択してください。 必須**  
○ ~99台  
○ 100台~198台  
○ 199台~297台  
○ 298台~396台  
○ 397台~495台

**Q15. 申請車両の内訳を記載してください。 必須**  
その1. (99車両目まで) 必須  
車検証上の登録番号(車両ナンバー)※宮城000あ1111のように記載願います。  
該当する事業用貨物車両種別にチェックしてください  
基幹離島貨物運送車両の有無にチェックしてください  
車検証添付確認 必須  
運行記録等添付確認 必須  
削除

**Q20. 申請する車両の車検証のタイプを選択してください 必須**  
○ A  
○ B  
○ 両方



**車のナンバーや車両種別を1台ずつ入力します。**

### ① 操作のポイント

- 1 車検証を見ながら入力してください。**  
※ナンバーは宮城000あ1111のように、ハイフン無し、半角数字で入力してください。
- 2 申請車両が複数の場合は、「+」ボタンで行を増やしてください。**

## 手順 22 車検証を添付する

Q20. 申請する車両の車検証のタイプを選択してください 必須  
 A  
 B  
 両方

Q21. 自動車検査証記録事項（Aタイプ）のデータをアップロード願います。※フォームの都合上、1ファイルでしかアップロードできないため、複数台の方は、1ファイルに結合したPDFファイルやzipファイルでのアップロードをお願いします。また、車検証のコピーは上記の登録順に並べて提出してください。  
※電子車検証（A5サイズ）ではなく、車検証記録事項（A4サイズ）を提出してください。なお、アップロードできる最大容量は1ファイルあたり10MB、回答全体で100MBとなります。枚数の多い方は白黒pdf形式での読み取り等、データの圧縮に御協力願います。

Q22. （容量の都合上ファイルを分けざるを得ない方用）自動車検査証記録事項（Aタイプ）のデータをアップロード願います。※フォームの都合上、1ファイルでしかアップロードできないため、複数台の方は、1ファイルに結合したPDFファイルやzipファイルでのアップロードをお願いします。また、車検証のコピーは上記の登録順に並べて提出してください。  
※電子車検証（A5サイズ）ではなく、車検証記録事項（A4サイズ）を提出してください。なお、アップロードできる最大容量は1ファイルあたり10MB、回答全体で100MBとなります。枚数の多い方は白黒pdf形式での読み取り等、データの圧縮に御協力願います。

Q23. （容量の都合上ファイルを分けざるを得ない方用）自動車検査証記録事項（Aタイプ）のデータをアップロード願います。※フォームの都合上、1ファイルでしかアップロードできないため、複数台の方は、1ファイルに結合したPDFファイルやzipファイルでのアップロードをお願いします。また、車検証のコピーは上記の登録順に並べて提出してください。  
※電子車検証（A5サイズ）ではなく、車検証記録事項（A4サイズ）を提出してください。なお、アップロードできる最大容量は1ファイルあたり10MB、回答全体で100MBとなります。枚数の多い方は白黒pdf形式での読み取り等、データの圧縮に御協力願います。



**すべての申請車両の車検証を添付します。**  
**※昨年度とは異なり、車検証記載事項（A4サイズ）のみ提出してください。**

### ① 操作のポイント

- 1 文字がはっきり読めるように撮影・スキャンしてください。**  
※撮影する場合は、車検証全体が写るようにし、傾きなど無いように撮影してください。
- 2 フォームの都合上、1ファイル（最大10MB）でしかアップロードできません。zipファイルや結合したPDFファイルで提出してください。台数が多い方は、可能な限り容量を圧縮して提出をお願いします。**

## 手順 23

### (一般・特定貨物運送事業者の方) 運行記録を添付する

△ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

**注意事項**

- 車検証に記載の自動車登録番号又は車両番号は宮城もしくは仙台であること。
- 車検証に記載の登録年月日/交付年月日は申請日以前であること。
- 車検証に記載の用途は「貨物」又は「特種」であること。
- 車検証に記載の自家用・事業用の別は「事業用」であること。
- 車検証に記載の使用者の氏名又は名称は申請者と同一の法人又は個人であること。
- 車検証に記載の有効期間の満了する日が令和7年4月1日以前であること。
- 長距離貨物運送とは、積数、宿泊の有無を問わず、運転者が所属する事業所を出発し帰るまでの合計走行距離が450km以上の貨物運送をいう。
- 補助額の上乗せを併せて申請する場合。  
(1) 一般又は特定貨物自動車運送事業者については、長距離貨物運送を行っている車両1台につき、長距離貨物運送を行ったことが分かる運行記録書を令和7年4月～2月のうちから4カ月を抽出し、各月1回分提出すること。  
(2) 貨物軽自動車運送事業者については、後述の質問項目に回答のうえ、典拠となる書類をアップロードすること。
- 自動車検査証記録事項のAタイプ、Bタイプとは、自動車検査証記録事項の上部に記載してあるアルファベットを指し、Aタイプが自社所有している車両、Bタイプが主にローン会社、リース会社が所有している車両になります。

Q27. (長距離貨物運送を実施している一般・特定貨物運送事業者の方のみ) 対象期間中に長距離運行を実施したことが分かる運行記録書を提出願います。

\* フォームの都合上、1ファイルに結合していただくか、zipファイルでの提出をお願いいたします。なお、アップロード可能なサイズは1ファイルあたり最大10MB、回答全体で100MBです。白黒pdf形式での読み取り、zipファイルの活用等、データサイズの圧縮に御協力願います。

\* 運行記録は、令和7年4月から申請日までのうちの任意の4月分において、各月1回以上長距離貨物運送を行っていることが分かるもの（運転者名、車両を識別する記号（ナンバー等）、業務開始及び終了の地点及び日時、走行した経路及び距離が全て記載されているもの）を提出してください。

Q28. (データ容量上1ファイルでのアップロードが難しい方) 対象期間中に長距離運行を実施したことが分かる運行記録書を提出願います。

\* フォームの都合上、1ファイルに結合していただくか、zipファイルでの提出をお願いいたします。なお、アップロード可能なサイズは1ファイルあたり最大10MB、回答全体で100MBです。白黒pdf形式での読み取り、zipファイルの活用等、データサイズの圧縮に御協力願います。

\* 運行記録は、令和7年4月から申請日までのうちの任意の4月分において、各月1回以上長距離貨物運送を行っていることが分かるもの（運転者名、車両を識別する記号（ナンバー等）、業務開始及び終了の地点及び日時、走行した経路及び距離が全て記載されているもの）を提出してください。



## 長距離貨物運送を実施したことを証明する運行記録・日報などのデータを添付します。

### ① 操作のポイント

1 令和7年4月から申請日までのうちの任意の4月分において、各月1回以上長距離貨物運送を行っていることが分かる記録を提出してください。  
(例) 4月、6月、7月、10月から各1枚等。

2 運行記録には、運転者名、車両を識別する記号（ナンバー等）、業務開始及び終了の地点及び日時、走行した経路及び距離が全て記載されている必要があります。

手順 24

## (貨物軽自動車運送事業者の方) 長距離申請用書類の添付

https://logoform.jp/l/gSb4rj5855555?key=73cb5bf563397bf611b6390f72754a378597c601eb8590e41909cb9f87fa45c

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

**Q30. 貨物軽自動車運送事業者でかつ長距離貨物運送車両の申請はありますか。 必須**

はい  
 いいえ

**Q31. (貨物軽自動車運送事業者のみ) 4か月分の長距離貨物運送の運行記録を記載してください。**

**1月目**

車両ナンバー 必需	業務開始日時 必需	業務終了日時 必需	運転者氏名(1) 必需	運転者氏名(2)	発着地住所 必需	走行距離※出発事業所に停着するまでの合計距離 必需	経路 必需	削除
-----------	-----------	-----------	-------------	----------	----------	---------------------------	-------	----

**2月目**

車両ナンバー 必需	業務開始日時 必需	業務終了日時 必需	運転者氏名(1) 必需	運転者氏名(2)	発着地住所 必需	走行距離※出発事業所に停着するまでの合計距離 必需	経路 必需	削除
-----------	-----------	-----------	-------------	----------	----------	---------------------------	-------	----

**3月目**

車両ナンバー 必需	業務開始日時 必需	業務終了日時 必需	運転者氏名(1) 必需	運転者氏名(2)	発着地住所 必需	走行距離※出発事業所に停着するまでの合計距離 必需	経路 必需	削除
-----------	-----------	-----------	-------------	----------	----------	---------------------------	-------	----

**4月目**

車両ナンバー 必需	業務開始日時 必需	業務終了日時 必需	運転者氏名(1) 必需	運転者氏名(2)	発着地住所 必需	走行距離※出発事業所に停着するまでの合計距離 必需	経路 必需	削除
-----------	-----------	-----------	-------------	----------	----------	---------------------------	-------	----

**経路について**は、立ち寄った主要な地点が分かるように記載願います。  
 (例: ○○事業所出発→○○配達センター→配送先○○→○○SA(宿泊)→○○事業所帰着)



**貨物軽自動車運送事業者の方が長距離申請を行う場合に必要な書類を添付します。**

## ① 操作のポイント

- 運行記録に相当するもの（ナンバー、経路等）を入力してください。
  - 併せて、デジタルタコグラフの記録や、ETCの領収証等、根拠となる資料をアップロードしてください。

## 手順 25

### 登記事項証明書の添付

▲この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

Q35. (法人の方のみ) 履歴事項全部証明書をアップロード願います

Q36. (法人の方のみ) 資本金または出資金が3億円を超えてるか選択してください。

Q38. (法人の方のみ) 複数の事業を行っていますか。下記より選択してください。

Q41. 全ての県税に未納がないことについての証明書 (納税証明書・発行から3ヶ月以内のもの) をアップロードしてください。 必須

納税証明書の取得方法はこちらをご覧ください。  
納税証明書の発行手続きについて



**履歴事項全部証明書を添付してください。（原本提出は不要です。）**

① 操作のポイント

- 1 取得から3ヶ月以内のものを提出してください。
- 2 資本金が3億円を超える、複数の事業を実施している場合は、法人事業概況説明書を追加で提出してください。

## 手順 26

# 個人事業主の本人確認書類の添付

Q40. (個人の方) 本人確認書類を下記から選択してください。(住所記載のあるもの・マイナンバーの記載がないものに限ります。)

証明書類データをアップロードしてください

Q41. 全ての県税に未納がないことについての証明書（納税証明書・発行から3ヶ月以内のもの）をアップロードしてください。 必須

納税証明書の取得方法はこちらをご覧ください。  
[納税証明書の発行手続きについて](#)

← 1つ前の画面に戻る   → 次の画面へ進む  



**個人事業主の方は、本人確認ができる書類の写しを添付します。**

### ① 操作のポイント

- 1 運転免許証や健康保険証、住民票のデータを添付します。※住所の記載があり、マイナンバーの記載が無いものを提出してください。

## 手順 27 納税証明書の添付

「全ての県税に未納がないこと」の証明書を添付します。

① 操作のポイント

- 1 県税事務所で取得した証明書を添付してください。  
※原本提出は不要です。
- 2 証明書の取得方法は「[納税証明書の発行手続きについて](#)」というリンクから確認してください。  
※「県税」の証明書です。市町村税等と混同しないよう注意してください。

## 手順 28

### 【重要】最終確認

The screenshot shows a web-based form titled "入力フォーム" (Input Form) with a blue header bar. The header includes tabs for "入力1" through "入力6", "確認" (Review), and "完了" (Completed). Below the header, there are two questions:

**Q42. 申請総額に誤りが無いかもう一度確認してください。**  
180000 円

**Q43. 添付書類は全てアップロードしましたか。 [必須]**

Checklist items listed under Q43:

- 車検証記録事項
- (長距離貨物運送車両を保有している方のみ) 運行記録簿、(軽の方のみ) 長距離貨物運送を行ったことが分かるその他の書類
- 納税証明書
- 法人には履歴事項全部証明書、個人には本人確認書類
- 役員等名簿

At the bottom of the form, there are three buttons: "← 1つ前の画面に戻る" (Return to the previous screen), "→ 確認画面へ進む" (Move to the confirmation screen), and "入力内容を一時保存する" (Temporarily save input content).

Powered by LoGo フォーム - © TRUSTBANK, Inc. 利用規約 プライバシーポリシー



**送信ボタンを押す前に、内容に間違いがないか最終チェックをしてください。**

① 操作のポイント

- 1 もう一度、申請金額を確認し、添付書類に漏れがないかチェックします。

## 手順 29 申請を送信する

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

Q30. 貨物輸出販売事業者登録申請書

Q35. (法人の方のみ) 履歴事項全部証明書をアップロード願います

Q36. (法人の方のみ) 資本金または出資金が3億円を超えるかを選択してください。

Q38. (法人の方のみ) 複数の事業を行っていますか。下記より選択してください。

Q41. 全ての県税に未納がないことについての証明書(納税証明書・発行から3ヶ月以内のもの)をアップロードしてください。

アップロードされたファイル

Q42. 申請総額に誤りが無いかも一度確認してください。

180,000 円

Q43. 添付書類は全てアップロードしましたか。

車検証記録事項、(長距離貨物運送車両を保有している方のみ) 運行記録簿、(軽の方のみ) 長距離貨物運送を行ったことが分かるその他の書類、納税証明書、法人にあっては履歴事項全部証明書、個人にあっては本人確認書類、役員等名簿

← 最初に戻る   ← 1つ前の画面に戻る   → 送信

本サイトでの送信者様の個人情報はデジサートのSSLにより保護しております。  
デジサートの認証情報によりサイトの運営者、企業・組織の法的実在性、物理的実在性を証明しています。



一番下の「送信」ボタンを押します。

### ① 操作のポイント

- 1 「送信」ボタンを押すと、申請が到達します。

## 手順 30 申請完了とメール保管

The screenshot shows a LoGo Form completion page. At the top, there is a navigation bar with six input fields labeled '入力1' through '入力6', followed by '確認' (Check) and '完了' (Finish). Below the navigation bar, a message says '送信完了' (Transmission completed) and 'ご入力ありがとうございました。' (Thank you for your input.). In the center, it displays '< 受付番号: IV00000719 >'. Below this, there are two buttons: '入力内容を印刷する' (Print input content) and '最初の画面に戻る' (Return to the first screen). At the bottom, it says 'マイページの [申請一覧](#) から申請内容をご確認いただけます。' (You can check the application content from the [Application List](#) on your My Page). The footer contains the text 'Powered by LoGo フォーム - © TRUSTBANK, Inc. 利用規約 プライバシーポリシー' and a digicert SSL certificate logo.



### 申請完了です。

#### ① 操作のポイント

- 「受付完了」の画面及び申請到達メールも大切に保管してください。※申請内容はマイページから確認できます。「LoGo フォーム マイページ」で検索し、ログインしてください。

## 手順 31 修正が必要な場合の対応



## 万が一、不備があった場合の手順です。

### ① 操作のポイント

- 1 県から修正依頼のメールを送付しますので、届いたメールを確認し、修正用のURL（リンク）を押します。
- 2 その後、再度ログインのうえ修正し、「送信」ボタンを押してください。

# お問合せ先

---

宮城県経済商工観光部商工金融課  
(宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金事務局)

【コールセンター】

**080-7304-5684**

**080-7304-5503**

**080-7290-2967**

以上のいずれかにおかけください。

受付時間／平日9:00～17:00まで

【ホームページ】

宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業  
(運送事業者向け)

<URL><https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/unogenyuhozyo.html>

「宮城県 運送事業者 補助金」で検索してください。



# よくある質問

## Q1. 対象となる車両はどういったものですか？

下記の4点を全て満たしている車両のみが対象となります。

①事業者様が**令和7年4月1日～申請日までの間**、運送事業のために使用していること

※対象車両は令和8年3月31日までに使用している車両になりますが、申請日以降に納車予定の車両については、契約書等で確実に3月31日までに納車され、かつ用途が事業用の貨物車両であることが明記されていることが確認できる場合のみ対象となります。

②宮城運輸支局または軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標

(宮城ナンバー又は仙台ナンバーのナンバープレート)を表示した車両であること

③用途が「貨物」または「特種」であること

④事業用であること

ただし電気を動力源とし内燃機関を有しないものや、二輪自動車、被牽引自動車は対象外です。(たとえばEVは対象外ですが、FCV・HEV・PHEV・天然ガスは対象となります。)

## Q2. 申請車両の種別はどのように判別すればよいですか？

車両種別は、車検証に記載の種別となります。車両のサイズや運転免許の種類ではありません。

## Q3. 荷物の積み込みに使用するフォークリフトも対象となりますか？

運送業の経営許可を取得又は届出をしている車両等の基準を満たしている必要があります。

## Q4. 霊きゅう車は対象となりますか？

本事業では対象となりません。

## Q5. 宮城県以外の県に営業所があっても対象となりますか？

宮城県内の事業所のみが対象です。

## Q6. 本社の所在地は宮城県以外ですが対象となりますか？

本社が宮城県外でも県内の事業所について運送業の経営許可を取得又は届出をしていれば対象となります。

本社の代表者、本社の住所で申請してください。

## Q7. 申請に費用はかかりますか？

申請に必要な書類の取得に費用がかかる場合がありますが、本申請自体には費用はかかりません。

## Q8. 当補助金は受け取ると課税対象になりますか？

課税対象となります。詳細については自社経理担当者様、または税務署へご確認ください。

# よくある質問

**Q9. 対象期間中、月の半分休業していた(車を修理に出していた)が、その月の分も満額支給されますか?(何日間営業していたら1ヶ月営業していたと見なされますか?)**

令和7年4月1日～申請日までの間に運送事業のために使用していた車両であれば、期間内に休業していた時期があっても申請可能です。

**Q10. 対象期間中に車を売却(盗難、廃車など)しました。車を保有していた期間分も申請できますか?**

令和7年4月1日～申請日までの間に運送事業のために使用していた車両であれば期間の途中で売却(盗難、廃車など)していても申請可能です。当該期間に所有していたことを証明できる書類(登録事項等証明書、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、検査記録事項等証明書)を提出してください。

**Q11. 法人として経営している運送業とは別に、個人でも経営している。個別に2つ申請できますか?**

法人と個人で個別に運送業の経営許可を取得又は届出をしており、対象車両が重複していなければ申請可能です。

**Q12. 2名以上の個人が1台の車をシェアして運営しています。それぞれの個人ごとに申請できますか?**

できません。運送業の許可を取得又は届出をして、該当車両についてナンバープレートの交付を受けている事業者に対して補助金を交付します。

**Q13. 申請した台数に抜けがあった。別途申請できますか?**

まずは事務局にご連絡ください。修正依頼のメールを送付し、修正という形で正しい台数、添付書類を提出いただきます。

**Q14. 紙やメール、ファックスで申請することはできますか?**

できません。申請はオンライン申請フォームのみの受け付けとなります。

※インターネット環境が無い等、オンライン申請が不可能な場合は、事務局へご連絡願います。

**Q15. 自家用のトラックを所有して事業を行っているが、申請できますか?**

貨物自動車運送業者に対する支援となります。トラックでも自家用(白ナンバー)は対象外です。

# よくある質問

## Q16.令和6年度運送事業者原油高騰緊急支援事業との違いは何ですか？

補助単価が増額となり、対象期間に変更があります。

詳細につきましては、P4をご確認ください

## Q17.令和6年度で申請していない・不交付だったが、令和7年度に申請できますか？

今回の申請条件を満たしていれば申請可能です。申請方法の詳細につきましては、ホームページをご確認ください。

## Q18.一日で450km以上走行しないと長距離貨物運送として認められないのか。

積載の有無を問わず、また、宿泊を伴う場合でも、事業所を出発してから同じ事業所に帰着するまでの合計走行距離が450km以上であれば長距離貨物運送となります。具体例については、p4をご確認ください。

## Q19.補助単価の上乗せを申請する場合は、どのような書類を提出すればよいのか。

### (1)一般又は特定貨物自動車運送事業者

長距離貨物運送を行っていることが分かる運行記録書(令和7年4月～申請日までの任意の4カ月の各月1回分、運転者名、車両を識別する記号(ナンバー等)、業務開始及び終了の地点及び日時、走行した経路及び距離が全て記載されているもの)

### (2)貨物軽自動車運送事業者

様式③の3及び記載内容を証明する書類①各運行のデジタルタコグラフの記録 ②配送先・頻度等が記載された契約書等 ③配送センター等からの出荷指示書等 ④送り状(伝票)の控え ⑤ETC利用明細)のうち、いずれか1つを提出してください。詳細はp5をご確認ください。

## Q20.補助単価の上乗せを申請したいが、法令に基づく運行記録は作成していない

### 車両があった。追って提出しても問題ないか。

運行記録の追加提出は受け付けておりません。その場合は、基礎単価のみの補助となります。

なお、法令上運行記録の作成義務がない貨物軽自動車運送事業者においては、様式③一3及び記載内容を証明する書類の提出をお願いします。

# よくある質問

---

**Q21.貨物軽自動車運送事業者で長距離貨物運送を行っているが、証明書類がない（紛失・廃棄した）。このような場合は認められないのか。**

証明書類により、長距離貨物運送であることが確認できたものについてのみ、補助単価の上乗せを行います。制度の公平な運用の観点から、証明書類による確認ができない場合は、上乗せできません。

**Q22.補助単価の上乗せを希望したが、運行記録に一部誤りがあった。修正は認められるか。**

軽微なものを除き、原則認められません。